



2 東村山市監査告示第3号

監査結果に対する措置の公表について

令和元年度指定管理者監査の結果報告に対して講じた措置として、令和2年3月2日付（31東経行発第24号）で、東村山市長から別紙のとおり通知がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により公表いたします。

令和2年3月12日

東村山市監査委員	赤	木	盛	一
東村山市監査委員	土	田	士	朗
東村山市監査委員	伊	藤	真	一

写

31東経行発第24号
令和2年3月2日

東村山市監査委員 赤木盛一様
東村山市監査委員 土田士朗様
東村山市監査委員 伊藤真一様

東村山市長 渡部 尚

令和元年度指定管理者監査の結果に基づき講じた措置（通知）

令和元年12月2日付31東監発第42号により報告のありました件について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

- 1 措置内容
別紙のとおり

以上

年 度	監査の種別
令和 元 年度	<input type="checkbox"/> 定期監査（第 回） <input type="checkbox"/> 財政援助団体等監査 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者監査 <input type="checkbox"/> その他（ ）

部 課	指摘事項	講じた措置内容
子ども家庭部 子育て支援課	1-1 事務処理の不備について 基本協定書にて提出が求められている「情報公開規程」「業務計画書」「月次報告書」「年次報告書」について、報告をもって承認としていた。基本協定書に承認の手続きを明確にされ、審査を着実になされたい。	1-1 今後の年度協定書において、市が別に定める手続きに基づき、承認を得る旨、明記する取扱いとした。